平成３０年（フ）第２０７２号
大阪府高槻市真上町２丁目12番12号、前住所神戸市中央区生田町１丁目１番26―1104号
債務者　Ｃａｆｅ　ＵＬＡＲＡＣＡこと　千葉　喜三
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永榮久仁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３２４号
埼玉県久喜市菖蒲町下栢間2815番地１　特別養護老人ホームしょうぶの里
債務者　長谷川桂子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３２５号
埼玉県北足立郡伊奈町寿３丁目20番地３
債務者　藤原　美紀（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７００号
埼玉県川口市西川口２丁目５番２―306号トーエーマンション、旧住所長野県長野市中御所４丁目12番29号
債務者　土井　　淑
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　　康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１５８１号
大阪府門真市野里町13番12号
債務者　伊藤裕美江
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０７９号
大阪市東住吉区北田辺４丁目22番13号
債務者　それいゆもりわきこと　森脇　武夫
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹谷　竜二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６２号
奈良県葛城市笛堂467番地14
債務者　吉川　　洋
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北條　正崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第１７７号
奈良市杉ヶ町57番地の２　日興スカイマンション213号
債務者　酒井　広宣
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　和弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２６２号
釧路市知人町５番12号
債務者　加藤　　朗
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　翔太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第３号
山口県岩国市南岩国町１丁目25番63―101号
債務者　工藤　良真
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山近　繁之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成３０年（フ）第１６２号
愛知県知立市山屋敷町霞山１番地１　ラ．グラシューズマリアＢ棟Ｂ102号、前住所愛知県刈谷市泉田町市場屋敷139番地
債務者　パブスナック　らんぶること　細川　薫
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月18日午後３時５分
5　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１４１号
奈良市敷島町１―1054―１　高木マンション２号棟101号室　竹之内方、住民票上の住所奈良市藤ノ木台２丁目３番14号
債務者　棚橋　良幸
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上杉　朗彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月18日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第５４３号
京都市右京区嵯峨広沢池下町７番地の３
債務者　大橋　博之
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小槻　浩史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５４４号
京都市中京区西ノ京春日町16―１　京都保健会　京都民医連中央病院、住民票上の住所京都市右京区嵯峨広沢池下町７番地の３
債務者　大橋喜久子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小槻　浩史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第８９号
愛知県豊橋市鍛冶町119番地
債務者　大橋　弘美
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　克彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月21日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第９０号
愛知県豊橋市鍛冶町120番地
債務者　白井　　豊
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　克彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月21日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第２６号
三重県四日市市城西町１番16号
債務者　阿比留幸栄
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係